

男鹿市告示第26号

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱（平成31年男鹿市告示第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 近居 子育て世帯と親世帯が市内において<u>住所</u>を別にして居住することをいう。</p> <p>(6) 同居 子育て世帯と親世帯が市内において<u>同一の住宅</u>に居住することをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 近居 子育て世帯と親世帯が市内において<u>世帯</u>を別にして居住することをいう。</p> <p>(6) 同居 子育て世帯と親世帯が市内において<u>世帯を同一</u>にして居住することをいう。</p>

改正後			改正前		
<p>(補助対象住宅)</p> <p>第18条 補助対象住宅は、補助対象者が転入日以前1年以内又は転入日以後1年以内に賃借し、月額家賃が3万円以上、かつ、補助対象者の名義で賃貸借契約を締結し、補助対象者が転入日以後に居住している民間の借家又はアパート等とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p>			<p>(補助対象住宅)</p> <p>第18条 補助対象住宅は、補助対象者が<u>親世帯等と同居又は同居するために</u>転入日以前1年以内又は転入日以後1年以内に賃借し、月額家賃が3万円以上、かつ、補助対象者の名義で賃貸借契約を締結し、補助対象者が転入日以後に居住している民間の借家又はアパート等とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p>		
補助金の種別	補助金の額	加算額	補助金の種別	補助金の額	加算額
住宅取得費補助金	50万円に、右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、100万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。 空き家バンク物件加算がある場合は、120万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。	1～3 (略) 4 市内事業者加算 市内に事業所等を有する事業者と契約して <u>新築</u> を行う場合は、20万円	住宅取得費補助金	50万円に、右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、100万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。 空き家バンク物件加算がある場合は、120万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。	1～3 (略) 4 市内事業者加算 市内に事業所等を有する事業者と契約して <u>新築等</u> を行う場合は、20万円

改正後		改正前	
住宅改修費補助金	(略)	住宅改修費補助金	(略)
住宅賃貸借契約費補助金	(略)	住宅賃貸借契約費補助金	(略)
備考 住宅取得費補助金と住宅改修費補助金は併用して交付を受けることはできないものとする。		備考 住宅取得費補助金と住宅改修費補助金は併用して交付を受けることはできないものとする。	
別表第2 (第9条関係)		別表第2 (第9条関係)	
補助金の種類	補助金交付申請書添付書類	補助金の種類	補助金交付申請書添付書類
住宅取得費補助金	(略)	住宅取得費補助金	(略)
住宅改修費補助金	(略)	住宅改修費補助金	(略)
住宅賃貸借契約費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者の世帯全員の住民票 2 補助対象者の世帯全員の戸籍の附票 3 市税の完納を証する書類 (様式第2号) 4 住宅の賃貸借契約書の写し 5 敷金、礼金、保証料、仲介手数料、2か月分 	住宅賃貸借契約費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者の<u>世帯及び親世帯等</u>の世帯全員の住民票 2 <u>補助対象者の世帯の戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)</u> 3 補助対象者の世帯全員の戸籍の附票 4 <u>補助対象者の世帯及び親世帯等</u>の市税の完納を証する書類 (様式第2号) 5 住宅の賃貸借契約書の写し 6 敷金、礼金、保証料、仲介手数料、2か月分

改正後		改正前	
	未満の前家賃その他の初期費用の領収書の写し		未満の前家賃その他の初期費用の領収書の写し
<u>6</u>	住宅の平面図及び位置図、写真	<u>7</u>	住宅の平面図及び位置図、写真
<u>7</u>	定住に関する誓約書（様式第3号）	<u>8</u>	定住に関する誓約書（様式第3号）
<u>8</u>	町内会等加入証明書（様式第4号）	<u>9</u>	町内会等加入証明書（様式第4号）
		<u>10</u>	<u>妊婦がいる場合は母子手帳の写し</u>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。			

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。